

甲斐市議会厚生環境常任委員会会議録

1. 開催日時 令和2年2月14日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	山本英俊君	副委員長	横山洋介君
	伊藤毅君		谷口和男君
	五味武彦君		小澤重則君
	保坂芳子君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（8名）

議長	清水正二君		加藤敬徳君
	秋山照雄君		清水和弘君
	金丸幸司君		滝川美幸君
	芥藤芳夫君		有泉庸一郎君

説明のため出席した者の職氏名（12名）

市民部長	剣持豊彦君	福祉部長	・屋達巳君
子育て健康部	小宮山正美君	保険課長	三井美樹君
長寿推進課長	相川泰史君	子育て支援課長	戸澤文香君
健康増進課長	長坂千恵子君	国民健康保険税係長	広瀬修君
国民健康保険給付係長	藤田陽子君	介護予防推進係	藤原布美君
保育係長	伊藤敦君	保健指導係長	長田清美君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 本 田 泰 司 書 記 興 石 文 明
書 記 長 田 大 地

内容

- 1 被保険者証と高齢受給者証の一体化について（保険課）
- 2 介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスの単価見直しについて
(長寿推進課)
- 3 第2期甲斐市子ども・子育て支援事業計画について（子育て支援課）
- 4 甲斐市新型コロナウイルス感染症対策について（健康増進課）
- 5 その他

開会 午後 1時24分

○書記（長田大地君） こんにちは。

ご参集、大変お疲れさまです。

ただいまから厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長より挨拶をいただきまして、引き続き委員長の進行により進めてまいります。

それでは、次第の2、委員長挨拶、山本委員長よろしくお願ひいたします。

○委員長（山本英俊君） 改めまして、こんにちは。ご苦労さまです。

昨日は20度を超したようすし、今日も十五、六度あるんじゃないかと思ひます。気温の寒暖差が激しいので、体調のほうに十分注意していただき、頑張っていただきたいと思ひます。

今日はこの後、広報もあるようすので、なるべく皆さんの意見のほうもよろしくお願ひいたします。

それでは、始めさせていただきます。

○委員長（山本英俊君） ただいまの出席委員は7名です。定足数に達してありますので、これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日は委員外議員の傍聴を許可しますので、ご承知おきください。質疑は委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思ひます。傍聴議員の質疑は、先の申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行ひます。質問は1問とし、再質問は1回までとします。

それでは、これより次第の3の内容に入ります。

初めに、（1）被保険者証と高齢受給者証の一体化について、担当課より説明を求めます。
三井保険課長。

○保険課長（三井美樹君） お疲れさまでございます。

それでは、保険課から被保険者証と高齢受給者証の一体化について説明いたします。

1ページをお開きください。

1、経緯になりますが、現在、国民健康保険加入者で70歳から74歳までの者は、医療機関で診察を受ける際に被保険者証と一緒に高齢受給者証を合わせて提示していただく必要があります。しかしながら、保険課窓口では周知しているところではありますが、医療機関に行く際に被保険者証のみを持参し、高齢受給者証を忘れてしまい、自己負担割合が変更になるケースがあります。そのため、医療機関と給付担当で事後精算手続きが発生してしまうこともあります。またサイズにつきましても、被保険者証はカードサイズという小さいものになりますが、高齢受給者証ははがきサイズとなっており、被保険者が携帯するのに不便である等の苦情も毎年発生している状況にあります。

そのため厚生労働省では、利便性の観点から一体化を推進するため、一体証の様式を平成30年8月に規定しました。平成30年度から都道府県化となったこともあり、県が市町村で協議を数回重ねた結果、令和3年8月から一体化を行う方針となりましたので、今回報告させていただきます。

2、現状につきましてですが、現状では、被保険者証につきましては、全ての国民健康保険の被保険者に交付され、先ほど申しましたように、カード型という小さいサイズとなっております。また、有効期間は毎年4月1日から3月31日の1年間で、自己負担割合は3割となっております。

次に、現在70歳から74歳までの被保険者に交付されております高齢受給者証ははがきサイズとなっており、同じく1年間の有効期間ではありますが、8月1日から7月31日となっており、自己負担の割合につきましては課税所得金額によりまして2割になる方と3割になる場合があります。

下の図をご覧ください。

まず、現状では左の図になりますが、被保険者証カードサイズと高齢受給者証はがきサイズ、それぞれ異なり、有効期限も異なっております。令和3年8月からは、この矢印の右側のようにカードサイズで被保険者証兼高齢受給者証とし一体化をします。下線部の部分が変更箇所となります。有効期間も高齢受給者証に合わせるため、毎年8月1日から7月31日の1年間とすることとなります。

そのため、今後の被保険者証の発行スケジュールになりますが、3月に一斉発送している被保険者証につきましては、高齢受給者証の有効期間に合わせるため、一旦、今年令和2年4月1日から令和3年7月31日の1年4カ月有効とし、その後は、令和3年8月1日からの一体化に移行します。それ以降は、毎年1年間有効の被保険者証兼高齢受給者証となりま

す。

まず、周知方法ですが、3月に被保険者証を一斉発送する際に、お知らせとして同封し、また3月号の広報においても周知していきたいと考えております。その後も、7月本算定後の納税通知書や8月の高齢受給者証等の発送時にもお知らせをし、運用開始時期に混乱のないように準備を進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ここで委員並びに職員各位に申し上げます。質問は一問一答とし、また質問、答弁は簡潔明瞭にさせていただきますようお願い申し上げます。

それでは、委員の説明に対する質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いいたします。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 今のやつは来年の7月まで使うということだと思っただけけれども、例えば紛失した場合はどうなるかな、新しいカードになった場合は、同じカードは再発行するということですか。

○委員長（山本英俊君） 三井課長。

○保険課長（三井美樹君） 紛失させた場合は、うちの窓口に来ていただければ再発行させていただきます。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） それから、今では1年間が負担割合が2割とか3割でと言っていたんだけれども、今回は1年4か月ということで、費用負担割合が変わることはあり得ると思っただけけれども、それはどうなんですか。

○委員長（山本英俊君） 三井課長。

○保険課長（三井美樹君） この費用負担につきましては、高齢受給者証の方だけが課税所得に対して2割か3割になるということで、通常の70歳未満の方は全員3割になりますので、もし所得等が変わった場合につきましては、その都度、変更で負担割合が変われば、そちらのほうに通知して新しいものを発行させていただきますが、今回1年4か月の間は、通常であれば修正申告等がない限りは高齢受給者証の負担割合も変わらないと考えております。

以上です。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 最後の質問になりますけれども、このカード式にした場合、一体化した場合に、その費用というのは、これは県の指示ですよ。ですから県のある程度の補助的なものも金額的に財政的なものがあるのかなと思って、それだけちょっとお聞きします。

○委員長（山本英俊君） 三井課長。

○保険課長（三井美樹君） こちらにつきましては、うちの電算の業務系のシステムのほうに聞いても、システム改修は行われるということになっております。県では今のところ、県のほうで財政支援ができるようにということで考えているところですので、まだ新しく予算の中には計上しておりませんが、財政支援が分かった時点で、またこちらのシステム改修については予算等を計上していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（山本英俊君） 質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（山本英俊君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 今のとちょっと関係するんだけど、山梨県国民健康保険限度額適用認定証という緑色のカードもありますよね、それについては、これの対象とは別で、別個にみんなそれぞれしなきゃいけないということですか。さっきもちょっと三井課長と見本見ながら話したんだけど。

○委員長（山本英俊君） 三井課長。

○保険課長（三井美樹君） 限度額認定証等は病院で高額にかかるような方たちに、最初から限度額認定証を持っていていただければ、高額の金額まで払っていただければいいというものなんですけど、これについては、大きさについては同じように一体化するという事は考えておりません。

以上です。

○委員長（山本英俊君） 質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で被保険者証と高齢受給者証の一体化についてを終了いたします。

続いて、保険課関係のその他を行います。

委員より保険課の関係でお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

[発言する者なし]

○委員長（山本英俊君） なければ、以上で保険課関係のその他を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時36分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開します。

続いて、（2）介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスの単価見直しについて、担当より説明を求めます。

相川長寿推進課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） 改めまして、こんにちは。よろしくお願いいたします。

長寿推進課より介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスの単価の見直しについて説明させていただきます。

資料2ページをお願いいたします。

まず、1番の経緯について説明させていただきます。

介護保険法により定められています介護予防・日常生活支援事業は、団塊の世代の人が75歳以上になります2025年に向けて、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者が増加することが予想される中、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう市町村が中心となって、地域の実情に応じて、多様な主体による多様なサービスを充実することにより、要支援者等に対する効果的かつ効率的支援等を可能にすることを旨とする事業であり、そのサービス単価は国が定める額を上限として市町村が定めております。

この事業の中の訪問型サービスA（基準緩和型）については、人員等の基準を緩和させ、費用を抑えたサービスで、市の指定事業所がサービスを提供しております。

この事業の具体的な事業としましては、訪問型サービスのほかに通所型サービス、高齢者見守り配食サービスや、介護予防普及啓発事業としていきいき健康体操教室、地域介護予防活動支援事業としていきいきサロンなどがあります。今回説明させていただきますのは、訪問型サービスのうち訪問型サービスの基準緩和型の単価の見直しになります。

この訪問型サービスは、訪問介護、つまりホームヘルプサービスを利用者宅に行き行うサービスで、簡単に言いますと、ヘルパーがご自宅に訪問しまして洗濯や買物などの家事や食事の準備等を行うものでございます。

2番の現在の訪問型サービスA（基準型）の事業内容でございます。訪問型サービスAは、訪問介護の専門研修を受講した専門職ではなくても、一定基準の研修を受講した者が利用者宅を訪問し、掃除、買物、洗濯等の生活支援を行う事業です。例としましては、シルバー人材センターの会員が訪問しサービスを提供している場合もあります。そのため基準緩和型としております。

このサービスを受けることができる方でございますが、要支援認定を受けた方か、認定は受けていないですが、基本チェックリストという日常生活に関する質問によりサービス事業の該当者とされた方が利用できます。その対象者が（2）にございます要支援認定者385人、事業対象の259人になります。現在このサービスを利用している方は510人が利用されております。

（3）のこのサービスの単価ですが、現行は60分2,000円、これは事業所に支払われる金額で、90分の場合は3,000円となります。利用者が支払う金額につきましては、利用者の負担割合が1割から3割と決められておりますので、1回当たりそれぞれ200円から600円、300円から900円となっております。

利用者の利用回数ですが、週1回60分または90分が基本となっております。なお、利用者の状況によっては週2回の利用の方も若干いらっしゃいますが、3回はございません。

3の見直し内容でございます。

今回の見直し内容ですが、この訪問型サービスへの利用者は、高齢化の著しい進展、核家族化等の理由により増加傾向にあります。しかしながら、サービスを提供する事業所のうち2か所が閉鎖、または閉鎖予定で、市内では現在8事業所が行っているところでございます。

また、ヘルパー自体も増えず、そのため、サービス提供先を探すのにも苦慮しており、利用者が利用したい時間帯にサービスを受けることができない場合もございます。その原因の一つとしまして、市のサービス単価の低さが挙げられます。具体的に事業者から聞きますと、他市に比較し単価が低いため、ヘルパーの雇用や会社運営等を考えると厳しいというご意見もいただいているところでございます。

昨年10月の消費税改定に伴い、介護報酬も増額されたことを鑑み、今後、市としても単価の見直しを行い、利用者が利用できる体制づくりが必要と考えております。

資料の3ページの表をごらん願います。

この訪問型サービスにつきましては、市では、本市を含む13市が事業を行っております。利用料の最低額は60分で1,850円とします富士吉田市、最高額は山梨市、笛吹市、甲州市の2,310円となっております。本市におきましては、近隣の自治体の中では低い単価となっております。

今後、利用者の増加が見込まれるこのサービスにつきましては、単価の引上げを行い、市内外の事業所の参入を図り、利用者に適切なサービスが提供されるようサービス単価の見直しを行いたいと考えております。

2ページの下段の表をお願いいたします。

(1)にありますように、今回の改定では60分につきましては2,000円を2,200円に、90分では3,000円を3,300円にそれぞれ1割引き上げたいと考えております。

また、利用者が支払う利用料につきましては、(2)の表にありますように、1割負担の場合は60分で200円を220円に、90分では300円を330円にそれぞれ引き上げるものでございます。

なお、2割、3割負担の場合の方の料金は、その表のとおりとなっております。

最後に、施行日でございますが、この改正につきましては、本年度4月1日からを予定しております。

以上、長寿推進課からの説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長(山本英俊君) 説明が終わりました。

それでは、委員の説明に対する質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いいたします。

保坂委員。

○委員(保坂芳子君) 2か所閉鎖ということですが、どこですか。

○委員長(山本英俊君) 相川課長。

○長寿推進課長(相川泰史君) 1か所はもう既に閉鎖しておりますが、赤坂にありますめぐみ荘です。もう一つは、既にご承知のように社会福祉協議会、竜王の事業所を閉鎖しますので、計画ですと来年の3月末をもって閉鎖という予定になっております。

以上です。

○委員長(山本英俊君) 保坂委員。

○委員(保坂芳子君) 特に社協の場合、こうなるということが分かっているというか、大変

だということが分かっている、事情があるんでしょうけれども、閉鎖しないほうがいいという意見もいろいろ聞いてはいたんですが、諸事情で閉鎖したということは分かるんですが、何とか大変な状況の中でやるということができなかったという事情は何ですか。

○委員長（山本英俊君） 相川課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） 社協の事業所閉鎖につきましては、この訪問のほか、居宅サービス、それから通所（デイ）、それぞれ3つの事業を行なっております。社協全体の経営の中で、あの竜王保健センターの施設改修等の関係とか、いろいろ諸事情ございまして、経営のところを何年か検討した中で、この3つの事業については来年の3月をもって閉鎖という形の中で、今年のゴールデンウィーク明けでしょうか、たしか利用者さん、それから各事業所さんに閉鎖の旨を通知しまして、それぞれの民間事業所への利用の移行をお願いしているところです。

市の長寿推進課あるいは障害の関係の福祉課、それぞれ利用者さん、あるいはケアマネさんとお話をして、民間事業所の移行を今順調に進めておるようなどころでございます。

以上です。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） これ以上いろいろ聞いても分からないと思うのであれですけども、ちょっと残念かなと思いました。というのは、訪問型サービスというのがこれから、利用者の方はうちにいてということでサービスを受けるという方が増えてくると思うんですね。時間なんです、例えば60分とか90分とかありますが、24時間対応ということをやっているところもあるんですか。

○委員長（山本英俊君） 相川課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） あくまでも今回の事業につきましては、比較的支援1、2、それから基本チェックリストに該当した方ですので、非常に軽い、軽いというんではおかしいんでしょうかね、状況の余り悪くない方でございます。

議員のおっしゃる24時間型というのは、またそれ以外の介護で定期巡回型とか、そういったまた別の介護のほうでそういったものではあると思いますが、それはこれとはまた別の事業という形ですので、実際に事業としては、この委員会でも報告させていただきました看護小規模多機能型とか、あるいは定期巡回型という形の事業所の開設に向けて、市も一般公募しているわけですが、今のところ応募はないという形の中でできないんですが、今後また引き続き、次の介護保険計画の中にもそういったものの整備というものを詰めてま

いりたいと考えております。

以上です。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 今、チェックリストというお話がありましたけれども、75歳以上のチェックリストを令和2年度からというのが国から出されていると思うんですけれども、これをやることによって、またさらに増えていくのかなと思うんですが、国のやるチェックリストとはまた別なものですか。

○委員長（山本英俊君） 藤原係長。

○介護予防推進係長（藤原布美君） 国で言っているフレイルのチェックリストと今回言っている基本チェックリストは全く別のものになります。

以上です。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） このチェックリストというのはどういうものなんですか。ここで言っているのは。

○委員長（山本英俊君） 藤原係長。

○介護予防推進係長（藤原布美君） 25項目の身体状況とか、生活の要件、あと認知の機能の状況とか栄養状態などを書いてある25項目の基本チェックリストというのがもともと介護のほうでありまして、特定高齢者を選定するときに使っていたものなんですけれども、それに基づいたものになります。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 介護認定するときのあれとは違うんですね、またね。

○委員長（山本英俊君） 藤原係長。

○介護予防推進係長（藤原布美君） 認定のときには認定調査の項目になりますので、それとはまた違います。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 今のは何ていうチェックリストなんですか、名前は。

○委員長（山本英俊君） 藤原係長。

○介護予防推進係長（藤原布美君） 基本チェックリストです。

○委員長（山本英俊君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 参考で各市のが出ているんですけれども、これでいくと甲斐市が中央

市並みになるということですよ。ほかの市の南アルプスですとか富士吉田とか、こういうところでも料金改定とか、そういう話が出ているのでしょうか。

○委員長（山本英俊君） 相川課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） 他の市の状況については、若干お聞きしたところもあるんですが、今のところ値上げというお話は聞いておりません。

○委員長（山本英俊君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） もちろん要望ですけれども、やっぱりこのサービスを受けている方で、1つ上げるとだんだん上がっていくとか、そういうこともあるんで、できる限り低い値段で抑えていただければなということで要望させていただきます。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） この見直しというのは、今回初めてですか。設定以来、初めて。

○委員長（山本英俊君） 相川課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） この単価の見直しについては、今回が初めてでございます。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） それで、大体10%上がっているわけですよ。この根拠というのは何なんでしょうか。例えば事業者の経営状況から判断しているのか、その10%という根拠がちょっと分からないんですけども。

○委員長（山本英俊君） 相川課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） 先ほど具体的な数字は申し上げなかったんですが、国の上限額が2,344円になっております。そういった中で、他市の状況を見た中で2,200円という数字を決めさせていただきました。

以上です。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 特に事業者からの要望とかいうことではなくて、市独自で今までの経過を考えながら設定したという格好ですか。

○委員長（山本英俊君） 相川課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） 当然、事業者からすれば経営面とか雇用の面を考えれば、高ければ高いほどいいわけですが、やはり市としましては、利用者が多く増えている中で、そうは言っても単価が低ければ、会社経営、雇用の面で考えますとどうしても厳しい

面があるというお話も頂いております。とはいっても国の上限がございますので、その範囲内で他市の状況を鑑みた中で、今回の2,200円という金額を決めさせていただきました。

以上です。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 事業所は10%アップということで、多少はよくなるんだろうけれども、利用者もアップするわけですね。利用者の理解、それから事業者は上がることだから、いいことだからあまり反対意見はないはずなんだけれども、利用者の意見とか、そういう部分は吸い上げた経過があるんですか、それとも一方的に、他市もこうだからとかということなのか、この辺ちょっと伺いたいと思います。

○委員長（山本英俊君） 相川課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） 特に利用者の方からご意見はお聞きしておりません。当然、利用者からすれば、据え置きあるいは値下げのほうが好ましいわけでございますが、先ほども申し上げましたとおり、やはり事業所の撤退あるいはヘルパー自体もなかなか増えないような状況です。ただし、利用者が増えている割には、要は利用したい時間帯、例えば昼間の時間帯とか、そういった時間帯に利用したくても利用できないような状況が実際起きております。その一つの原因としては、利用料の低さというのもありますし、事業者さんの意見をちょっと聞いたところによると、2,200円でもまだちょっと安いなんていうことを言われるんですが、そうはいっても、やはり値上げも程々でなければならぬという形の中で、昨年10月の消費税の改定に伴って介護報酬の加算等もございました。そこら辺も鑑みた中で、市としては1割の利用者さん負担も今までより20円、30円上がったという形なので、申し訳ございませんけれども、そういった中でサービスをよりよく提供できるよう、市としても詰めてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） これを改定することは、この場合はどういう諮問機関があるか分からないですけれども、協議会とか、いろんな部分があるかと思う。そういうところの了解は得ているわけですね。

○委員長（山本英俊君） 相川課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） 特にこの改定につきましては諮問機関等はございません。市の幹部会議の中で諮った中での決定として、この要綱の改正をさせていただくものでござい

ます。

以上です。

○委員長（山本英俊君） 質疑ありませんか。

伊藤委員。

○委員（伊藤 毅君） 基本的に、利用者の方のサービス向上のための値上げという意味合いだと思うんですけども、2,200円にしたことによって、参入してくる事業者とか、そういった目途というのは立っているのでしょうか。

○委員長（山本英俊君） 相川課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） まだこれについてはどこにも周知をしていないわけでございます。今後、市が改定したという形の中であれば、事業者さん、あるいはこの訪問事業をやっていない、それ以外の通所とかやっている事業所さんにもお知らせして、新たな参入、それから市外の事業者さん等の参入も図っていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（山本英俊君） 伊藤委員。

○委員（伊藤 毅君） 基本的には、利用者さんにしてみると、1割、200円が220円に上がるという形で、それでいて今までどおり希望どおりに利用ができないだとか、サービスが変わらないということになると、値上げのご理解というのは得られないと思うので、その辺りのことはしっかりとできるような体制というか、努力が必要かなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（山本英俊君） 相川課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） 委員のおっしゃるとおり、せっかく値上げしたのに、今までと変わらないということでは、市としても値上げした理由がないわけでございます。先ほど申しましたとおり、事業所としてバックアップしていただけるよう、各事業所にも働きかけるとともに、雇用の面でも雇用していただいて、あと、この基準緩和型はシルバー人材センターのほうも20人程いらっしゃいます。そういった中で、人材センターの会員さん方の報酬というんでしょうか、そちらのほうも多分お願いすると思いますので、そういった面で働き方を進めて、利用者さんがよりよいサービスを受けられるように、市としても詰めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（山本英俊君） 質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

滝川議員。

○議員（滝川美幸君） 無理だとは思いますが、あえて伺いますが、この値上げした分を市のほうが利用者から取るのではなくて、市の財政から出す、賄ってあげるということは不可能でしょうか。

○委員長（山本英俊君） 相川課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） 実際、2,200円を支払った中で、事業者さんに支払えるものにつきましては利用者負担、この220円仮にしますと、それ以外に、国、県、市も負担しております。それは一定の割合で介護保険の場合支払っておりますので、そこだけちょっと上乘せという形では、一定の率が定まってそれぞれやっておりますので、市としては申し訳ございません、市も当然支出は増えてくるわけですが、国・県の補助金も増えるわけなので、利用者、国、県、市それぞれ負担が増えていくというような状況になっております。

○委員長（山本英俊君） 質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスの単価見直しについて終了します。

続いて、長寿推進課の関係のその他を行います。

委員より、長寿推進課の関係でお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山本英俊君） なければ、以上で長寿推進課の関係のその他を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 1時57分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開します。

続いて、（３）第２期甲斐市子ども・子育て支援事業計画について、担当より説明を求めます。

戸澤子育て支援課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） お疲れさまでございます。

子育て支援課から第２期甲斐市子ども・子育て支援事業計画の策定について説明をさせていただきます。

資料の４ページをお願いいたします。

まず、計画の位置づけであります。質の高い幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進を図るための第１期甲斐市子ども・子育て支援事業計画が今年度をもって終了するため、子ども・子育て支援法第61条第１項に基づき、引き続き計画期間を５年とする第２期甲斐市子ども・子育て支援事業計画を策定しております。

策定に際しては、国の基本指針であります同法第60条にのっとり、第１期計画を踏襲しつつ、現状に即した計画としております。

次に、計画期間であります。令和２年度から令和６年度までの５年間としております。

次に、策定体制であります。１）甲斐市子ども・子育て会議、委員数は15人でありまして、教育長、社会福祉協議会会長、教育・保育施設長代表、また小・中学校長代表、保護者代表等になります。

２）第２期甲斐市子ども・子育て支援事業計画策定ワーキング会議、12人で、庁内関係部署の係長になります。

次に、４、策定経過になりますが、平成30年12月７日から12月25日にかけて市内約4,000人を対象にニーズ調査を実施いたしました。

また、２）令和元年５月27日から（７）の令和元年11月14日までの間、前回の委員会でも説明をいたしましたが、子ども・子育て会議またワーキング会議、厚生環境常任委員会におきましてニーズ調査結果の報告、ニーズ推計値及び利用見込量の検討を行い、第２期計画素案の策定を行ってきたところです。

（８）令和元年11月20日の厚生環境常任委員会では素案の概要説明を行い、意見・提言の募集をさせていただきました。

（９）令和元年12月16日から令和２年１月９日にかけてパブリックコメントを実施いたしました。

資料の５ページをお願いいたします。

5、パブリックコメント実施結果及び議員、委員からの意見・提言についてになります。

(1) パブリックコメントに寄せられました意見はゼロ件でした。結果につきましては、市ホームページ及び広報3月号に掲載する予定です。

次に、議員から寄せられました意見は3件、また子ども・子育て会議委員から寄せられました意見は4件でございました。合計7件の意見に対します対応であります。別紙参照としまして、資料の6ページをお願いいたします。

6ページから9ページになりますが、まず6ページの1番から3番につきましては、ご意見に対しまして計画書(案)の修正を行ったものとなります。

まず、1番の意見・提言の要旨部分をお願いいたします。

○文書の内容とそのつながりが分かりづらいので、工夫して、見やすく、分かりやすい図にしてもらいたい。

こちらにつきましては、別冊の計画書(案)をお願いいたします。

こちらの冊子になります。

13ページをお願いいたします。

ページにつきましては右上のほうに記載されております。

(8)の就学前児童の居場所の縦線グラフにつきまして、以前は年齢ごとに保育園、認定こども園等の利用人数を入れた細かい表となっておりましたが、修正後は、就学前児童の年齢別に、日中在宅等で過ごしているのか、また教育・保育施設を利用しているのか一目で分かる表とさせていただきました。

資料の6ページに戻ってください。

常任委員会の資料の6ページをお願いいたします。

次の○甲斐市版ネウボラ事業概要図について、こちらは、せっかくの市がアピールできる事業なので、もっと大きく、また印刷を鮮明にしてもらいたい、とのご意見に対しまして、行ったり来たりで申し訳ございませんが、計画書の50ページをお願いいたします。

50ページのこちらの表になりますが、なるべく見やすい表となるように表記のほうをさせていただきます。

もう一度すみません、資料の6ページに戻ってください。

委員会資料の6ページをお願いいたします。

次の○子ども・子育て支援事業の推進のための取組は、第2期計画の重要な項目になると思うので、できるだけ具体性を持たせるなど、取組内容を充実させていただきたい、に対し

ましては、右の対応欄になりますが、子ども・子育て支援事業の推進のための取組については、教育・保育のニーズへの対応、放課後児童健全育成事業、児童虐待防止事業と事業ごとに具体的な取組を行っておりますが、本計画書は施策の方向性を示すものとなりますので、具体性につきましては、それぞれの事業の取組の中で具体策の検討を行い、その充実に努めたいと考えております。

次の2番になります。満足度について。

5年前の調査より大幅にポジティブな方向に結果が現れている。5年前の結果と対比して表記することで、満足度が向上していることをアピールしてもよいのではないか、との意見をいただいております。

これにつきましては対応欄をお願いいたします。

今回と前回の結果が対比できるよう、前回のグラフを参考として入れ、満足度のポイントアップを堅持いたしました。

計画書の40ページをお願いいたします。

こちらの40ページになりますが、グラフになります。前計画の満足度グラフ、2013年度のものを追記しまして、満足度が11.2ポイント上回った状況が比較できるものとなっております。

資料の6ページに戻ってください。

3番になります。こちらのご意見は、ご自身が出産をした際、子育て広場を利用したが、親同士の情報交換ができたことや、気持ち的にも助けられたことで同じように多くの人に利用してもらいたい、とのご意見、また、支援事業などの具体的内容を知りたいと思ったことなどのご意見もいただいておりますが、対応としまして、各事業の周知徹底と内容の充実に今後考えていきます。また、この方のご意見の中で、計画書の案、81ページをお願いいたします。

計画書の81ページをお開きください。

③障がい児施策の充実の表の下から3番目になりますが、身体障がい児者補装具交付（修理）事業の事業内容の説明文について、どういう場合が助成を受けられないのかの旨も説明文に記載してあると分かりやすいと思う、とのことでしたので、事業内容表中の一番最後に、ただし書きで所得制限の説明を追記させていただきました。

資料の7ページをお願いいたします。

委員会の資料7ページになりますが、4番目のご意見になります。ニーズ調査から見える

課題について。

○相談についてですが、対応としまして、右欄になります。LINEなどインターネットでの相談業務については、先進事例等を踏まえ検討していきたいと考えております。

また、子育て広場等で相談を行っており、特に敷島の子育て広場については、子育て相談専用電話があり、気軽な相談窓口となっております。今後も一層の周知に努めたいと考えております。

相談相手の専門性ですが、保育士職や教員免許取得者、また家庭相談員は児童福祉士、公認心理士の資格を持つ者を配置し、対応しております。

次の○情報提供についてですが、本市では子育て応援サイト「かいキッズ」でお子様の年齢ごとに健診や保育園、子育て広場、学校の一覧などをスマホやインターネットで見られる情報発信もしております。今後もわかりやすい情報発信に努めたいと考えております。

次の○預かり、○支援センター、○子育て環境についてですが、さらなる事業の充実、拡大のためには人的確保や財源確保が必要となりますので、調査研修をしていく中で、見直しの検討をしていきたいと考えております。

なお、ニーズ調査の自由回答は、実施している事業に対する詳細な要望となっております。子ども・子育て支援事業計画においては統計やニーズ調査等から、今後本市が取り組むべき方向性や施策を掲げる内容となるため、事業のさらなるサービス拡大への対応については計画書の中には記載しませんが、個々の事業の中で今後検討していきたいと考えております。

資料の8ページをお願いいたします。

5番目のご意見になります。こちらは子供の貧困に直面している家庭への支援についてであります。対応としましては、本計画にも関連施策として子供の貧困対策を盛り込んでおります。今後一層の支援をするため、県から策定の要請もありますので、新たに子供の貧困対策推進計画として策定する検討を行っていききたいと考えております。

また、無償化についても、国の施策で行っているものもあり、今後、検証を行っていききたいと考えております。

次に、6番目のご意見であります。特に子育て世代から多い意見は、葦崎市のニコリにある「にらちび」のような子育て支援センターを希望しており、土日、祝日でも利用できるなど、子供のため、かつ親同士も交流できる場を求めている。本市でも設置もしくは設置に向けた調査研究を加えていただきたいとのご意見であります。

これに対します対応ですが、子育て支援センターについては地域子育て支援拠点事業とし

て、現在本市には4施設ありますが、利用状況については横ばい状況であります。また、各児童館でも児童館事業として乳幼児教室や子育て相談業務を実施しております。新たに施設を開設するのではなく、今ある施設の利用を見直していくことで利用者のニーズに応えられるように体制の充実を図り、また土日、祝日の対応についても先進事例の調査研究に努め、事業の内容の検討をしていきたいと考えております。

次の児童虐待についてですが、要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関と連携をとりながら児童虐待の早期発見・対応に努めております。なお、虐待防止計画の策定については、国・県からの要請は特にありませんが、令和3年度から全市町村に子供家庭総合支援拠点の設置が義務化され、専門職の配置など体制の強化をすることでの見える化により、虐待への一層の取組を行っていききたいと考えております。

資料9ページをお願いいたします。

7番目のご意見になります。こちらは市内児童館の地域のつながりを深め、活動する地域子育てコミュニティが図れる場として利用してはいかがかというご意見になります。

対応といたしまして、地域に開かれた児童館として、また子育ての交流が図れる場として、現在行っている児童館事業に加え、地域のつながりを考えた内容を取り入れるなどの検討をしていききたいと考えております。

以上が寄せられました意見・提言の内容と、それに対する対応になります。

資料5ページにお戻りください。

6、計画案修正の概要になります。

(1)から(3)になりますが、先ほどの説明のとおり、3か所の修正の内容をまとめたものとなっております。

次の7、今後の予定になります。2月下旬に子ども・子育て会議を開催いたしまして、今回と同様の説明をさせていただきます。

2月28日には保健福祉推進協議会にて計画策定の報告をさせていただきます。3月中旬に冊子印刷、納品をさせていただき、3月下旬にホームページにおいて計画の公表を予定しております。

以上で甲斐市子ども・子育て支援事業計画の策定についての説明を終わります。

ご審議をお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

それでは、委員の説明に対する質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いいたします。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） すいません、私も子育て離れていたんですけれども、ちょっと最近、やっぱり子育て支援センターの件でいろいろ意見を頂きまして、在宅で子供をやっている場合、どうしても孤立しがちだということで、保育園へ行っていけば保育士の先生とか、その辺で相談自体できるんですけれども、そういう面でいけば、ぜひ子ども・子育て支援センターを大きく宣伝してもらって、いつでも相談できたり、子供もある程度集団に慣れるというのが必要だと思うんで、その辺のところをぜひ要望してきてほしいと言われたんですけれども、その辺は計画のほうには反映されるんでしょうか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 計画のほうは、先ほども申しましたが、施策とか方向性になるんですけれども、周知につきましては、まずお子様が生まれますと子育てガイドブックというものを子育て支援課で共同で作成しておりますものをお渡ししまして、そちらの中には子育て支援センターですとか、子育て広場についての案内があります。

先ほども申しましたけれども、4施設ありまして、双葉にあります認定こども園になりますひかり学園でやっておりますヤンチャリカと、こあら、これは竜王西保育園で行っております子育て支援センター、また敷島の敷島保育園内にあるんですけれども、そちらに敷島子育て広場、また竜王の東児童センターの中にあります竜王子育て広場、こちらのほうでもそれぞれ乳幼児のお母様たちの利用ができるセンターのほうの開設をしております。

ヤンチャリカ、こあらにつきましても、先ほど申しましたかいキッズというスマホとかインターネットでも見られます、年齢ごとにお母様たちが確認ができるホームページというものがございまして、そちらのほうを見ていただければ、どういうものを行っているとか、あとは、うちのほうのホームページを見ていただければ、ヤンチャリカ、こあらの1か月の日程みたいなのも載っております、自由参加ができる形になっておりますので、そんな形でPRのほうは心がけてはおりますけれども、これもまた、それぞれの事業として周知徹底のほうには努めてまいりたいと考えております。

○委員長（山本英俊君） 質疑ありませんか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） この計画というのは、第1期から今回第2期ということなので、国からのいろんな政策も、子育ては3歳から5歳の保育料無料化とか、大きく変わっていますの

で、計画自体はそれに準じてやっているのですが、甲斐市としましては、この第1期と第2期というのが大きく方向性として違うとか、特徴とか、何かこれを目指したいとかありましたら、1点お伺いしたいんですけども。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 大まかな方向性としてしましては、先ほども申しましたけれども国からの基本指針がございますので、そちらに基づいてやっておりますが、今回、無償化ということが10月から始まりまして、保育園ですとか、認定こども園等の確保、園児の確保について、私どもでも人口の推移を考えながら、この辺につきましては精査をしたつもりでおります。それに基づいて、どのぐらいの受入れ態勢が必要かということの中で、こちらの事業計画の中の58ページ、59ページになりますが、これは第1期とはまるっきり変わった形になると思うんですけども、ニーズ量の見込みというものがありまして、その中に確保量、市内保育施設で受入れ可能な数ということで、それぞれ数字のほうは1号認定、2号認定、また3号認定に応じて載っております。ただ、ここの確保方策、例えば58ページの一番下の段になりますが、今後、市外の施設の利用定員の減少等が発生した場合、また確保量が見込みを下回る可能性があります。ただ必要量、ニーズ量というのは増えていくという傾向にありますので、新しい施設ですとか、保育施設の誘致や、保育士の確保に努めていく必要がありますということで、この辺につきましては今後も力を入れていきたいと思って考えております。

○委員長（山本英俊君） 質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） この事業計画の策定について、結果をここに報告していただいたんですが、5番のパブリックコメントに関するここもゼロ件なんですよね。昨日も教育部のほうには言ったんですけども、何かもっと周知できるようなね、今皆さんに周知するのは、ホームページとか広報で今周知しているんだろうと思うんですけども、これだけの量だとなかなか皆さんが興味を持って読んでいられるかどうかというのも非常に不安な部分があるんですよね。何か市のほうでも、こういう何ページにも及ぶ計画もいいんでしょうけれども、この中で特にアピールしたいようなものを考えて、今後、この子育て部だけでなく、ほかの部

にも、そういうことを部長会議等で考えていただきたいなと思うんですけども、どうですかね。このパブリックコメントを実施しているんだけど、結局、みんなゼロなんですよね。この辺を行政のほうでよく考えていただいて、市民に周知できるような方法をね。非常に難しい問題だとは思いますが、お願いしたいんですが、どんなものでしょうかね。部長、ご意見。

○委員長（山本英俊君） 小宮山子育て健康部長。

○子育て健康部長（小宮山正美君） ご意見ありがとうございます。

確かにこの子ども・子育て支援計画にしろ、ほかの計画も出ておりますけれども、これを一気に市民の方に見てくださいと言っても、なかなか見ていただけないというのが、このパブリックコメントのゼロ件ということになってしまったということでございます。これにつきましては、子育てばかりではなく、部長会議でもちょっと話題にさせていただきまして、何かいい方法がないかよく協議をいたしまして、市民の方たちの目に触れるように対策を考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（山本英俊君） そのほかありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で第2期甲斐市子ども・子育て支援事業計画についてを終了いたします。

続いて、子育て支援課関係のその他を行います。

子育て支援課から報告がありますので、担当より説明をお願いいたします。

戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 子育て支援課から3月定例会におきまして補正予算4件を提案させていただく予定でございます。

まず、10月から実施しております保育料の無償化に伴い、子ども・子育て支援事業費補助金の財源更正になります。当初、国から直接入ると考え国庫支出金としておりましたが、補助金申請の際、県支出金としての間接補助であることが分かり、財源更正をお願いするものです。

次に、こども医療費の増額に伴います増額補正と児童手当の実績見込みに伴います減額補正、また特別保育事業のうち、一時預かり事業の実績見込みに伴う減額補正をお願いするものであります。

続きまして、子育て支援課から竜王中央保育園で起きました園児の事故について報告をさせていただきます。

先月1月31日金曜日に、竜王中央保育園2階保育室で、昼食後の歯磨きの時間帯に、年長児の園児が部屋の入り口の戸にもたれかかるような形で戸に片足の裏を当てていたところ、戸が倒れて、戸の中心より上の明かりとりの箇所がガラスになっており、そのガラス部分が園児の頭に当たり、ガラスで園児の頭頂部、右頬、口に傷ができる事故が発生してしまいました。

保育園内の保健室で応急処置をした後、保護者が指定いたしました木下整形外科クリニックにおいて受診をしましたが、山梨県立中央病院の形成外科の受診をするよう紹介状を頂き、2月4日の火曜日に受診をいたしました。また、翌日、2月5日水曜日には矢ヶ崎皮膚科を受診し、その際に創傷箇所の縫合手術を受けたところであります。

また、園児の様子ですが、毎日保育園に登園しており、園児の病状についても毎日、保護者から伺っておりますが、現在治療中でありますので、また縫合の痕の経過を伺い対応をさせていただきますと考えております。

事故が起きました原因であります。調査、検証を行った結果、専門業者に戸の滑車部分や建てつけを見ていただきましたが、特に摩耗等の問題がないとの見解をいただいております。そのため、ふだんから教室の出入り口として常に使用している戸であり、何かの弾みで戸が外れ、担任の先生方の話によりますと、そこにけがをした園児が足の裏を戸に当てているところを見ていることから、負担がかかり外れたのではないかと考えられます。

今回の事故におきます保険対応等につきましては、治療費を日本スポーツ振興センターで、また損害賠償部分の上乗せ保険として、全国市町会の学校災害賠償補償保険での補償を考えております。

また、今後このような事故が起こらないように、緊急の園長、館長会議を2月3日月曜日に開きまして、施設内の危険箇所を挙げていただいているところですが、危険箇所については早急に安全対策を講じ、対応をしていきたいと考えております。

なお、今回事故が起きてしまったことで、園児やその保護者、また園長初め、担任の保育士がそれぞれつらい思いをしております。このことに対しての心のケアもできるだけ行っていきたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 報告が終わりました。

補正予算については定例会の案件となっておりますので、質疑は省略します。

これより子育て支援課から報告がありました竜王中央保育園の事故についての担当の説明に対する質疑を行います。

委員の質疑等がありましたら、お願いいたします。

小澤委員。

○委員（小澤重則君） 金曜日に事故が起きたと、その後が2月4日に中央病院へ行けという紹介状ということなのですが、顔等のけがは早いうちに、削げるような格好になったということでしょうね、被ったということは。早くしないと取返しつかないことになるんですよ、どうしてそんなに遅れたわけですか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 1月31日の事故の後、すぐに保護者が指定しました木下整形のほうに伺っております。その先生の指示の中で、2月4日火曜日に形成外科のほうを受診するよというご指示だったので、そのとおり保護者のほうでも考えての対応だったと思います。

○委員長（山本英俊君） 小澤委員。

○委員（小澤重則君） 課長は報告受けていますからそうだと思いますが、そういうけがのときは、救急車を呼んで、すぐに手当てをしないと取返しのつかないことになりかねませんので、今後、園長先生がいるわけですから、園長先生に厳しく伝えていただきたいと思います。

○委員長（山本英俊君） 答弁はいいね。

そのほか質疑ありませんか。

小宮山部長。

○子育て健康部長（小宮山正美君） 先ほどの事故の件ですけれども、本当に議員の皆様方にはご心配をおかけいたしました。

今後、保育園及び児童館についても施設の安全点検を徹底いたしまして、このようなことがないように危機管理を持って対応するよう、職員にも指導をいたしたところでございます。今後も本当にこういうことがないように、職員一同身を引き締めて頑張っていきたいと思っております。

どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 大分古くなっているものもあつたり、今のニーズに合わないようなシステムのところもあつたりということだろうと思うんで、やっぱり基本的に予算をちゃんと盛って、どこかで1回、今からつくるものとはもかくとして、数年前に遡って、そういう施設は一斉点検を徹底すべきと思うんで、大したことはない、よかったなで済まさないように。何か全体的に予算的な措置のことも考えて、素人が見て分からないことがいっぱいあると思うんで、その辺のことも検討してみてもらうように考えていただきたい。

○委員長（山本英俊君） 斉藤議員、答弁のほうは。

いいということですから。

そのほかなければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

次に、委員より子育て支援課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

五味委員。

○委員（五味武彦君） またこの時期になると毎年同じようなことを聞くんですが、両保育園の応募状況、それからどこが、どういう年齢が変わっているのか、それがどういうふうに分けられているのか。確定ではないと思う、時期的に。ただ方向性というか、動きは分かっていると思うんですよ。例えば応募が多ければ、収容のところを増やさなきゃならないとかいう事態もどんどん出てくると思うんですよ、この辺ちょっとお伺いできれば。分かる範囲で結構だと思うんだけども。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 令和2年度の募集のほうを昨年11月から行いまして、現段階、1次選考が終わったところですが、どの年齢におきましても待機児童がない状況で保育園のほうに入れた形になっております。

また、2歳児ですとか、あと保育料の無償化等の影響も考えておりましたが、その心配もなく、今年は遊戯室も使わない状況の中で対応ができております。ただ、まだ3月31日までは募集という期間もございますので、そちらのほうをまた対応していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 実は、おととい、集会があつて、その中で3班かなのすぐ横にいたらば、あるご父兄の方が、子供が2人いるんだけど、遠いところにそれぞれが分けられち

やったということが現実的にあるわけですよ。そうすると、そういう新規に募集するのはこの時期だと思うんですが、その都度、要請があると思うんですよ、こっちに欲しいとか。そういう対応というのはどの時点で、どういう対応をされているのか、ちょっとお伺いしたいと思うんですが。

○委員長（山本英俊君） 伊藤係長。

○保育係長（伊藤 敦君） 中途入園のほうに関しましては随時募集のほうをさせていただいているところであります。ただし、保育園のほうでちょっと受入れ枠がないという場合もありますので、そういった場合にはちょっとお待ちになっていただくのか、違う園に行っていたりいただくことを選択していただくかのどちらかということになるかと思えます。

中途入園のほうに関しましては、例えば5月から入園を希望する場合ですと、前月の20日までに手続のほうを済ませていただくような形の中で、中途入園の受入れの体制をとらせていただいているところであります。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） そういう要望については、職員が親切に個々に対応しているという判断でいいですか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） やはり現状としまして兄弟で別々の園に通われている方もいるという話は聞いております。ですが、あくまでも親のほうの納得をいただいた中での登園をしていただいております。

また、そういうお母様の中にも、じゃ来年また機会があると思うから、そのときに再度同じ園に通えるように募集のときに申請をしますねなんていうことで納得はしていただいていると思っておりますが、そのような状況です。

○委員長（山本英俊君） 以上で、その他を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時40分

○委員長（山本英俊君） 会議のほうを再開いたします。

続いて、（４）甲斐市新型コロナウイルス感染症対策について、担当より説明を求めます。
長坂健康増進課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） お疲れさまでございます。

それでは、健康増進課から現時点までの本市の新型コロナウイルス感染症対策について報告をさせていただきます。

まず、資料１ページをごらんください。

経過のところ、まず１月２７日から市のウェブサイトにおいて「新型コロナウイルスに関連した肺炎について」と題して市民に情報提供を開始し、随時、最新情報を更新しています。内容につきましては、感染症がどういうものか、予防専用相談ダイヤル等を掲載しております。

なお、厚生労働省や山梨県のホームページ、また国立感染症研究所といった関係機関にリンクできるようになっており、最新の情報が確認できます。

次に、１月３０日ですけれども、午後６時から甲府市健康支援センターで開催された中北保健所管内・甲府市保健所管内感染症対策会議に健康増進課の職員が出席をいたしました。議題の中心は、病院の対応についてでありました。

翌日の１月３１日に開催された部長会において、その前日の保健所感染症対策会議の内容及び現時点での本市の各所属の対応について報告をいたしました。２月３日には、本市の大会議室におきまして、甲斐市新型インフルエンザ等対策会議、新型コロナウイルス感染症対策会議を開催いたしました。

この会議の位置付けについてですけれども、２ページをごらんください。

本市には、甲斐市新型インフルエンザ等対策行動計画が策定されております。これは病原性が高い新型インフルエンザや、同様な危険のある新感染症が発生した場合に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響が最小限となるようにすることを目的に、山梨県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、平成２１年５月に甲斐市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しております。

今回は、保健所で感染症対策会議が開催されたこと、それから指定感染症に指定されたこと、また３１日の部長会での意見を踏まえ、この行動計画に基づき甲斐市新型インフルエンザ等対策会議を開催するに至りました。

この行動計画では、感染症の発生段階等の状況に応じて対策本部や対策会議を立ち上げ、必要な措置を講じることになっております。

なお、この対策本部につきましては、甲斐市災害対策本部となりますので、本部長は市長となります。

次ページに戻っていただきまして、2月3日に開催をしました対策会議でございますが、対策会議の構成員は備考をごらんください。部長は子育て健康部長、副部長、健康増進課長、本部員は各課長となっております。

今回の対策会議は、正しい知識及び各課の対応状況について情報の共有化を図り、市民に対して適切な予防啓発を展開することを目的に開催をいたしました。

議題として、(1)先ほど説明をさせていただきました甲斐市新型インフルエンザ等行動計画についての再確認、(2)新型コロナウイルスに関連した肺炎について、(3)1月30日に開催された中北保健所管内・甲府市保健所管内対策会議の報告、(4)としまして、各課の対応状況の報告をいたしました。

各課におきましては、関係機関から対応について通知等が出されていることから、部署ごとに取り組んでいる対応がございます。例えば商工観光ですと旅館やホテルに対しての対策、福祉課や長寿推進課では福祉施設や高齢者施設への対策、人事課では職員に対策を講じております。こういった各課の対応について、部員同士で情報を共有いたしました。

そして、対策会議の統一事項ということで、①予防啓発に努めること、②相談窓口の周知、この2点につきまして健康増進課から必要な資料等の情報を職員に随時配信し、各課を通して、住民及び関係施設等に周知をしていくことを統一いたしました。

今後についてなんですけれども、日々報道が入っていますけれども、遂に日本で死者が出たということも報道されております。とにかく毎日動きがありますので、その状況を注視しながら、市民及び職員には随時、最新の正しい情報を発信し、感染症の動向に沿って県と連携を図りながら市の対策を講じてまいります。

次の3ページをお開きください。

参考までに、新型コロナウイルス感染症について説明をさせていただきます。

まず、1として、コロナウイルスとはということですが、発熱や上気道症状を引き起こすウイルスで、人に感染を起こすものは6種類あることが分かっています。そのうちの中道呼吸器症候群MARSや、重症急性呼吸器症候群SARSなどの重症化傾向のある疾患の原因ウイルスも含まれています。それ以外の4種類のウイルスは一般の風邪の原因の10から15%を占めています。

2として、新型コロナウイルスの感染経路についてですが、新型コロナウイルス感染症が

どのように感染するかについては、飛沫感染と接触感染の2つが考えられています。

まず①飛沫感染というものは、感染者のくしゃみやせき、つばなどの飛沫と一緒にウイルスが放出し、別の人がそのウイルスを口や鼻から吸い込み感染します。主な感染場所は学校や劇場、満員電車など人が多く集まる場所です。

②として接触感染というものは、感染者がくしゃみやせきを手で押さえる、その手で回りのものに触れてウイルスがつく、そしてまた別の人がそのものに触ってウイルスが手に付着、その手で口や鼻を触って粘膜から感染します。主な感染場所は、電車やバスのつり革、ドアノブ、スイッチなどになります。

3番として、潜伏期間についてですけれども、世界保健機構によりますと、現時点での潜伏期間は1日から12.5日、多くは5日から6日とされています。また、ほかのコロナウイルスの情報などから、感染者は14日間の健康状態の観察が推奨されています。

4ページをお願いいたします。

感染を予防するための対応についてということで、今一番強調されていることということで、過剰に心配することなく、手洗いやマスクの着用を含むせきエチケットなどの通常の感染症対策が重要です。

5番として、指定医療機関について。

新型コロナウイルスにつきましては、感染症法に基づく指定感染症及び検疫法に基づく検疫感染症にこの2月1日に指定をされました。山梨県内の感染症指定医療機関は、この表のとおりとなっております。

そして、感染が疑われる場合は、受診する前に保健所もしくは医療機関に電話を入れて指示を受けることになっております。感染症が疑われる人というのは、湖北省への渡航歴や感染が明らかな方との接触歴などがあり、発熱やせきなどの症状がある人です。

参考として、指定感染症とはということで、そこに書いてあります。

指定感染症に指定した場合には実施可能となる措置として挙げられているものが3つあります。

まず1つは、患者に対する入院措置や公費による適切な医療の提供、2つ目は、医師による迅速な届け出による患者の把握、3つ目は患者発生時の積極的疫学調査というようなものが挙げられます。

そして、市民の方で不安など一般的な相談窓口として一番下に書いてありますけれども、山梨県新型コロナウイルス感染症専用専門ダイヤルが設置されているところがございます。

こういった必要な資料等は、既に職員向けにも配信をしていますし、ウェブサイトでも更新をして、住民にも発信しているところでございます。

最後になりますけれども、厚生労働省からの国民の皆さんへのメッセージの公式発表がされておりますけれども、そこでも新型コロナウイルス感染症は風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に、一人一人のせきエチケットや手洗いなどがとても重要でとありますので、今はこのことに尽きると思います。

今後は、先ほども申し上げましたけれども、動向を注視しながら、また県と連携をとって対策を講じてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

それでは、委員の説明に対する質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いいたします。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 早々に対策会議というものをやっていたいていると思うんですが、発生段階等、状況によって開催と、今後はそういう形になるかと思うんですよ。これがもう一歩進んだという状況というのは、どの辺をめどに考えていますか。

○委員長（山本英俊君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） この行動計画をそのまま見ますと、県内に患者が発生したというような段階になっているんですけれども、一概にそのとおりはいきませんので、いろんな状況を見ながら、臨機応変という言い方もちょっと適切かどうか分かりませんが、動向を見ながら、必要に応じて本部会議、または対策会議のほうを開いていくということは考えております。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 明らかに県内もしくは市内で発生したときが一つのまた山場になるのかなというふうに思っていますけれども、例えば健康増進課もしくは市役所のほうにこういう相談件数、これは今県のほうのダイヤルが載っていますけれども、独自でそれぞれ、例えば、今中国から日本に来た方にはある程度制限をされていますが、日本にいる方が中国に戻ったとかいう方々もいらっしゃると思うんですよ。そういった方々の相談とかいうこともあり得ると思うんですが、この辺は、その相談件数というのはどうなんですか、あるんですか。

○委員長（山本英俊君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） 現在のところ、市のほうにというか、健康増進課のほうに直接の市民からの相談というのは入っていません。先ほどこちらのほうで記載をさせていただきましたけれども、今は山梨県の専用ダイヤルが設置をされているところですので、そこに一般的な相談が行きます。

そして、もう一つは、帰国者、それから接触者の相談センターというものが新たに開設をされて、この管内でいきますと中北保健所に開設をされております。その情報につきましてはウェブサイトのほうで住民には周知をさせていただいているところですが、随時、新しいものは更新をさせていただいていますが、今そのような相談センターが立ち上がっております。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） この間、月曜日に健診に行ってきたんですけど、会計のところに行くところに「感染室」とか何か、対応している部屋が急にできたような気がするんですよ。ということは県病院の中央病院の中にもそういう対策をもう既に設置してある、部屋ができているということは、逆に言えば、県内にもう既にそういう患者さんと言っちゃ申し訳ないけれども、疑われる人がもう既に入り込んでいるんじゃないかという心配も実はあるんですよ。これはどこまでオープンにするべきなのか、プライベートな部分があるんで何とも言えないんですけども、各病院は、じゃ第1次、第2次ともそれなりの施設を整えているという判断でよろしいんですかね。

○委員長（山本英俊君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） 資料の4ページの指定医療機関がございましてけれども、こちらのほうではそれぞれ病院単位に訓練をして態勢を整えているということは情報をつかんでおります。

そして、疑わしい方が入院しているかどうかということの情報は入っておりませんが、ただ、報道されているのを見ますと、山梨県内の指定医療機関のところにも患者が運ばれているということは新聞には載ったと思います。ただ、何人とか、どこの病院ということとは公表されていませんので、私たちもそれ以上の情報は把握していない状況でございます。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 最後になるんですけども、重症になる方は高齢者であり、病弱者でありと。もちろん子供もかかるとは思うけれども、体力の違いでやっぱり打撃を受けるのが今言ったそういう方々だということは、健康増進課とか、いろんなところが非常に強くお触

れを出して対策を練るべきだと思うんですよ。健康増進課はその情報の取りまとめ、振り分けという格好で今はやっていると思うんですが、そういう関係の部署はもっと濃くやっても、今が薄いとは言いません、ただ、今後、発生状況によって濃くすべき課もあるんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○委員長（山本英俊君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） 今も全職員、パソコンでグループウェアで随時新しい情報は発信をしているところです。また、それぞれの課におきましても、関係部局のほうから通知なんかも来ているところですけども、できるだけ必要などころには、こちらからまた直接声をかけながら周知を徹底していきたいと考えております。

○委員長（山本英俊君） 横山副委員長。

○委員（横山洋介君） 過度の心配をすることはないと思うんですけども、2月3日の対策会議等々で今後のことが対策として図らなければならないところというのは結構あると思います。例えば国際交流のイベントに関しては中止と、ただ今後、甲斐市にとっていろんなイベントがある中で、梅の里クロスカントリーだったりとか、3月下旬にはサクラまつりとか、そういったものを考えていると思うんですけども、この対策会議の中でどの時点でどういうふうになったら、そういうイベントに対してこういうふうにしていこうとかという方向性というのは、ここでは話し合われたんですか。

○委員長（山本英俊君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） この対策会議におきましても、やっぱり梅の里をどうしたらいいのかというような話も出たんですけども、結論としましては、県のほうの保健所長、医者になるんですけども、そちらのほうの見解と、県がどういう対応をしているかというところとも併せて甲斐市の対応を考えていかなければなりませんので、今後、そういう感染症の発症状況によると思うんですけども、それによりましては、またこの対策会議を開いて、ある程度イベントを甲斐市として統一した対応をとるとか、いろんところで統一事項を決めていく会議にしていきたいと思っております。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） ちょっと私が関係している団体で、2月9日に新年会をやろうということで予定していて、それで医療機関の関係だったんで中巨摩医師会で2月1日だったか、高齢の方が集まるような会合等は控えるように指示が出たということだったんですよ。甲

斐市では特別出ていなかということだったんで、どちらを優先しようかいうことで問題になったんですけれども、医師会の対応なんかはどういうふうに伝えられていますか。

○委員長（山本英俊君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） 中巨摩医師会の会長とは連携を取り合って、甲斐市で今このような対策を講じているということは報告をしております。今おっしゃった高齢者の会合というそこら辺につきましては、県としてもそこまでの制限は必要はないのではないかと、あとは状況を判断してというようなことで言われていますので、そこできつと中巨摩医師会のほうはそこを控えるということをしたのかなとは思いますが、ただ、過度に、過剰な対応というのはいかがなものかなと思いますので、きちんとうがい、手洗い、せきエチケットというところを徹底するというのをしっかりやっていくということがまず基本ではないかなと思っております。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、甲斐市新型コロナウイルス感染症対策についてを終了いたします。

続いて、健康増進課関係のその他を行います。

委員より健康増進課関係でお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） なければ、以上で健康増進課関係のその他を終了します。

引き続き、次第の4、その他に入ります。

委員より、常任委員会関係でその他何かありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） なければ、事務局よりその他ありましたら、

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） なければ、その他を終了します。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これもちまして、厚生環境常任委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時01分